

防災・減災・国土強靱化に資する社会資本整備の継続的な推進を求める 意見書

我が国は、国土の地理的・地形的・地質的な特性から、常に地震や豪雨等の自然災害の脅威にさらされている。近年においては、令和2年7月豪雨、令和元年台風第19号、平成30年7月豪雨など、毎年のように大規模な豪雨災害が広範囲に被害をもたらし、多くの人命が犠牲となっている。

京都府においても、平成30年7月豪雨においては土砂災害等により5名の尊い命が失われたほか、本年7月の梅雨前線による長雨に際しても、道路（京都縦貫自動車道・沓掛インターチェンジ、国道163号）や、鉄道（叡山電鉄鞍馬線）等に大規模な災害が発生し、府民の生活や経済活動に大きな影響が生じているところである。

こうした自然災害の頻発・激甚化に対応し、京都府及び府内市町村においては、国土強靱化地域計画を策定し、防災・減災のためのソフト・ハード両面にわたる施策を展開している。特に、治水・砂防施設や緊急輸送道路網の強靱化等の社会資本整備については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）により整備が加速しているところであり、緊急対策が終了する令和3年度以降も引き続き集中的な取組が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症が経済活動の大幅な停滞を招いている状況下で、公共投資は地域経済の確実な支えとなっており、災害時の緊急対応やインフラの老朽化対応など、地域を守るために不可欠な産業である建設業の持続可能性を高めるためにも、安定的な公共投資の継続が求められている。

ついては、国におかれては、これらの状況に鑑み、次の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 国土強靱化に必要な社会資本整備を中長期にわたり計画的・重点的に推進するため、緊急対策後も、別枠措置の継続等により公共事業予算を安定的に確保すること。
- 2 国土強靱化対策の推進に資する「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」、「緊急防災・減災事業債」等の地方財政制度の期限を延長すること。
- 3 令和3年度予算において、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する内水氾濫対策や土砂災害対策などを講じるのに必要な予算の総額確保を図ること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。
- 4 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象事業の拡大を図ること。
- 5 インフラの老朽化に対して、点検結果を踏まえた効率的なメンテナンス・サイクルを確立するため、必要な補修工事や予防保全措置を計画的に実施するための国庫補助制度及び地方財政制度の充実を図ること。

6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復に向け、雇用創出や経済活動を支える道路網の整備など、公共投資による積極的な経済対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月6日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣	菅 義 偉 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	武 田 良 太 殿
国土交通大臣	赤 羽 一 嘉 殿
内閣官房長官	加 藤 勝 信 殿
内閣府特命担当大臣 (防災)	小此木 八 郎 殿

京都府議会議長 田 中 英 夫